

事 務 連 絡
平成25年6月28日

各都道府県住民基本台帳等担当課 御中

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

適用日（平成25年7月8日）以降の外国人住民に係る住民基本台帳事務の
取扱いについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。）が平成24年7月9日より施行され、平成25年7月8日（以下「適用日」という。）より、外国人住民についても住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）等に関する規定が適用されることになりましたが、適用日以降の外国人住民に係る住民基本台帳事務の取扱いについて、下記のとおり質疑応答をとりまとめました。

貴課におかれましては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

記

（問1）在留期間の更新や在留資格の変更があった場合には、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の有効期間の取扱いはどのようにすればよいか。

（答）住基カードの有効期間は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の30の規定により、住民基本台帳カードの発行の日から在留期間の満了日等までとされている。この場合、在留期間の満了日等とは、住基カードの発行時点における満了日等を指す。そのため、在留期間の更新や在留資格の変更に伴う法務大臣からの通知があった場合でも、住基カードの有効期間は、住基カードの発行時点の有効期間から変更されない。なお、外国人住民が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の適用を受けない者等となった場合には、住基カードの有効期間の満了日前であっても、法第30条の44第9項及び令第30条の20の規定により、住基カードは失効するので留意されたい（平成24年6月4日付け総行住第47号「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」項番152、153参照）。

（問2）法定代理人が住基カードの交付申請をする際、日本人の場合、戸籍謄本で親権者であることの確認をしているのに対し、外国人住民の場合は、どのように確認すればよいか。

（答）法定代理人は、住基カード交付時に、「戸籍謄本その他その資格を証明する書類」を提示することとされている（令第30条の15、住民基本台帳法施行規則（平成11年

自治省令第35号。以下「規則」という。)第36条)。日本人については、戸籍謄本により、親権者であることの確認を行うのに対し、外国人住民については、戸籍が編成されていないため、出生証明書等の外国政府機関等が発行した申請者本人との親子関係を証する文書等によって、特段の疑義がない限り、法定代理人であることの確認を行う。

ただし、文書が提出できない特段の事情がある場合において、親権者が申請者本人と同一世帯の者であって、市区町村の住民基本台帳により申請者本人との親子関係が判明し、親権者であることを確認できるときは、市区町村の判断により、それらの手段によることとして差し支えない。

(問3) 住基カード交付申請者が本人であることの確認書類として「官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等」とあるが(規則第36条第1項第1号、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から都道府県あて通知。以下「事務処理要領」という。)第5-2-(1)-ウ-(ア))、「官公署」には外国の官公署は含まれるのか。

(答) 規則第36条第1項第1号等にある官公署は、日本の官公署に限定しているものではない。外国の官公署で発行された本人確認書類についても、事務処理要領第5-2-(1)-ウ-(ア)に記載されているとおり、券面の特徴等を市区町村において的確に把握できるものについては、当該書類が偽造されたものでないことを目視等により厳格に確認し、市区町村において適切に判断いただきたい。

なお、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等により本人確認を行うことが可能な場合は、それらによって確認することが望ましいと考えられる。